

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記について、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 16 年厚生労働省令第 74 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成 16 年 4 月 1 日から施行されることとなったので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の内容

労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）第 18 条の 3 の 4 及び第 18 条の 14 に規定する介護（補償）給付の額を、次のように改正するものである。

(1) 常時介護を要する被災労働者

ア その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（この場合を除く。）

その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が 104,970 円を超えるときは、104,970 円とする。）

イ その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が 56,950 円に満たない時又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき

56,950 円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が 56,950 円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

(2) 随時介護を要する被災労働者

ア その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（この場合を除く。）

その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,490円を超えるときは、52,490円とする。）

イ その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が28,480円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき

28,480円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が28,480円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

## 2 施行期日等

この改正は、平成16年4月以後の月に係る介護（補償）給付について適用される。

また、平成16年3月以前の月に係る介護（補償）給付の額については、平成16年4月以後に支給する場合であっても、なお従前の例によること（改正省令附則第2項）。

○厚生労働省令第七十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十九条の二（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十九条の二の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

厚生労働大臣 坂口 力

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三の四第一項第一号中「十万六千円」を「十万四千九百七十円」に改め、同項第二号中「五万七千五百八十円」を「五万六千九百五十円」に改め、同条第二項中「十万六千円」を「十万四千九百七十円」に、「五万三千五十円」を「五万二千四百九十円」に、「五万七千五百八十円」を「五万六千九百五十円」に、「二万八千七百九十円」を「二万八千四百八十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十六年三月以前の月に係る介護補償給付及び介護給付の額については、なお従前の例による。

改 正 案

現 行

改 正 案	現 行
<p>（介護補償給付の額）                  第十八条の三の四 介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に關する区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。） その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十萬四千九百七十円を超えるときは、十萬四千九百七十円とする。）</p> <p>二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が五萬六千九百五十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき、五萬六千九百五十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が五萬六千九百五十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）</p> <p>2 前項の規定は、特定障害の程度が別表第三隨時介護を要する状態の項障害の程度欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十萬四千九百七十円」とあるのは、「五萬二千四百九十円」と、「五萬六千九百五十円」とあるのは、「二萬八千四百八十円」と読み替へるものとする。</p>	<p>（介護補償給付の額）                  第十八条の三の四 介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に關する区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。） その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十萬六千円を超えるときは、十萬六千円とする。）</p> <p>二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が五萬七千五百八十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき、五萬七千五百八十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が五萬七千五百八十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）</p> <p>2 前項の規定は、特定障害の程度が別表第三隨時介護を要する状態の項障害の程度欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十萬六千円」とあるのは、「五萬三千五百円」と、「五萬七千五百八十円」とあるのは、「二萬八千七百九十円」と読み替へるものとする。</p>